

平成22年 1 月 28日

各 位

大 容 建 設 株 式 会 社

## 建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

弊社は、大阪府内の土木工事において建設業法第28条第1項第2号に抵触し、国土交通省から同法第28条3項の規定に基づく営業停止処分を下記のとおり受けました。

本件により、お客様ならびに関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

弊社は、この度の処分を厳粛に受け止め、再発防止に向けてコンプライアンスの一層の強化、徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

### 記

#### 1. 停止を命ぜられた営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の区域内における土木工事業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

#### 2. 期 間

平成22年1月28日から平成22年2月11日までの15日間

以 上